

財団法人労災サポートセンターについて

《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	常勤1人 非常勤10人	うち 国家公務員出身者	常勤1人 非常勤1人	常勤2人 非常勤1人
職員	438人 (このほか 非常勤職員46人)	うち 国家公務員出身者	常勤96人 非常勤1人	常勤141人 非常勤2人
予算	57.6億円	うち 国からの財政支出	31.8億円	40.0億円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数值、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数值

《主な事務・事業》

単位: 億円

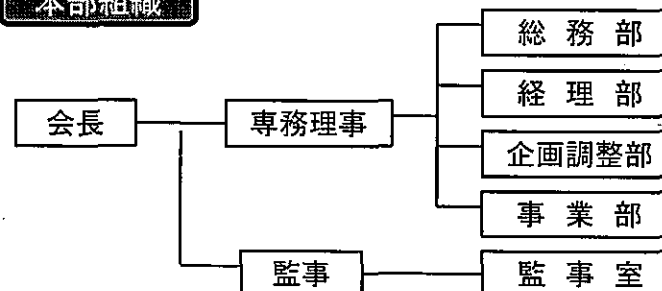
事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
労災特別介護援護事業(委託事業)	42.4	22.7
労災ケアサポート事業(委託事業)	8.6	8.5
新規労災年金受給者支援事業(委託事業)	0.6	0.6
自主事業	6.0	—

《組織体制》

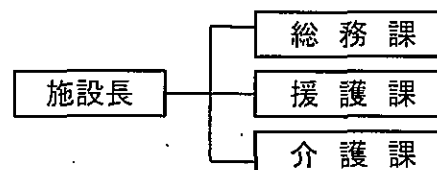
〔法人に占める
管理部門の割合〕

		(全体)	9.3%
本部	4部10課1室 (30人)	うち管理部門 2部5課(12人)	40.0%
介護施設	3課 (349人)	うち管理部門 1課(24人)	6.9%
相談所	105人	うち管理部門担当 (9人)	8.6%

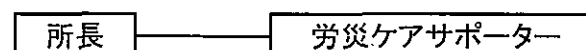
本部組織



介護施設(8か所)



相談所(47か所)



財団法人労災サポートセンターの概要

基本理念

(財)労災サポートセンターは、産業の発展に貢献する中で被災し、労災年金を受給することとなった方々が安心していきいきと生活を営めるように、相談、在宅介護、施設介護等を中心とした総合的な支援を行い、労働者の福祉の増進に寄与します。

労災年金受給者

労災年金受給者	223,398人(平成22年4月支払期)
うち傷病・障害年金受給者	104,983人
うち重度被災労働者	27,450人(傷病・障害等級第1～3級)
うち遺族年金受給者	118,415人
新規年金受給者	6,336人(平成21年度)

(財) 労 災 サ ポ ー ト セ ン タ ー

① 施設入居者に対する支援(労災特別介護援護事業)



平成22年4月末現在、732名の入居者の介護を実施

② 労災年金受給者に対する支援(労災ケアサポート事業)



(平成21年度実績)

- ・ 重度被災労働者に対する訪問支援者数 28,043人
- ・ 労災ホームヘルプサービス利用件数 16,578件
- ・ 労災年金受給者に対する専門的な相談・指導 336,102件

③ 新規労災年金受給者に対する支援 (新規労災年金受給者支援事業)



(平成21年度実績)

- ・ 新規労災年金受給者説明会 208回
- ・ 定期報告書点検等 115,465件

④ 自主事業による各種支援(平成21年度実績)



- ・ 福祉用具購入支援 408件
- ・ 盲導犬の貸与 6頭
- ・ 労災年金受給者のための団体保険 16,005件

委託事業概要

労災特別介護援護事業

不測の労働災害により傷病(補償)年金及び障害(補償)年金を受給する傷病等級または障害等級が第1級～3級の重度被災労働者は、せき髄損傷、けい髄損傷などの労働災害特有の傷病・障害(知覚障害、運動障害、膀胱障害、直腸障害、自律神経障害等)を有する者が多いところであり、例えば、せき髄損傷者の床ずれ防止の体位変換、摘便、機械による入浴、痰の吸引等、この重度被災労働者で、在宅での介護が困難となっている者(原則として60歳以上)に対して、労災特別介護施設において、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを実施する事業。

○労災特別介護施設の設置状況(平成22年4月末現在)

施設名	入居者数
北海道 労災特別介護施設 (北海道岩見沢市)	89名
宮城 労災特別介護施設 (宮城県富谷町)	94名
千葉 労災特別介護施設 (千葉県四街道市)	95名
愛知 労災特別介護施設 (愛知県瀬戸市)	91名
大阪 労災特別介護施設 (大阪府堺市)	94名
広島 労災特別介護施設 (広島県呉市)	88名
愛媛 労災特別介護施設 (愛媛県新居浜市)	82名
熊本 労災特別介護施設 (熊本県宇土市)	99名
合計	732名

○疾病別入居状況

疾病名	入居者数	割合
けい損・せき損	531名	72.5%
頭部外傷	158名	21.6%
じん肺	19名	2.6%
上・下肢切断	18名	2.5%
その他	6名	0.8%
合計	732名	100.0%

〔注〕

- ・ 施設の入居者は、介護保険が適用除外とされている。(介護保険法施行法第11条第1項及び介護保険法施行規則第170条第2項)
- ・ 施設の入居者からは、労災年金受給額等の収入に応じ、入居費(月額33,000円から最大258,000円)を徴収。
- ・ 施設においては、日帰り介護サービス、短期滞在型介護サービス等も併せて実施。

労災ケアサポート事業

1 重度被災労働者に対する訪問支援

在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者(傷病(補償)年金、障害(補償)年金第1級～3級の受給者)等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援(①医療的ケアの指導(せき髄損傷者の床ずれ防止指導、摘便指導、尿路感染の防止指導、誤嚥防止指導等)、②介護相談、③労災年金関係相談(受給資格、年金額など))を実施する事業。

2 重度被災労働者に対する労災ホームヘルプサービス

在宅で介護等を必要とする重度被災労働者で65歳未満の方に、すでに一般的介護の知識・技能を有し、さらに、養成によって、せき損等に係る専門的介護に必要な知識を習得した看護師などの労災ホームヘルパーを派遣して、専門的サービス等の提供やその労災ホームヘルパーの養成をする事業。

(参考)

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
労災年金受給者等に対する訪問支援等の実施状況	件	32,915	39,802	39,682
労災ホームヘルプサービス利用件数	件	20,121	17,301	16,578
労災年金受給者に対する専門的な相談・指導	件	303,722	328,129	336,102

新規労災年金受給者支援事業

1 新規労災年金受給者説明会

新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会の実施。

2 労災年金定期報告書点検等

労働者災害補償保険法施行規則第21条の規定に基づき、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等により、労災年金の過誤払い等の防止を行うもの。

(参考)

○新たに労災年金受給者となった者(平成21年度)

傷病	障害			遺族	特別遺族	合計
	1～3級	4～7級	小計			
578	780	1,534	2,314	3,346	98	6,336

○労災年金受給者

平成19年度	平成20年度	平成21年度
223,735	223,592	223,139